

医療保険のオンライン資格確認の概要について

令和2年2月18日

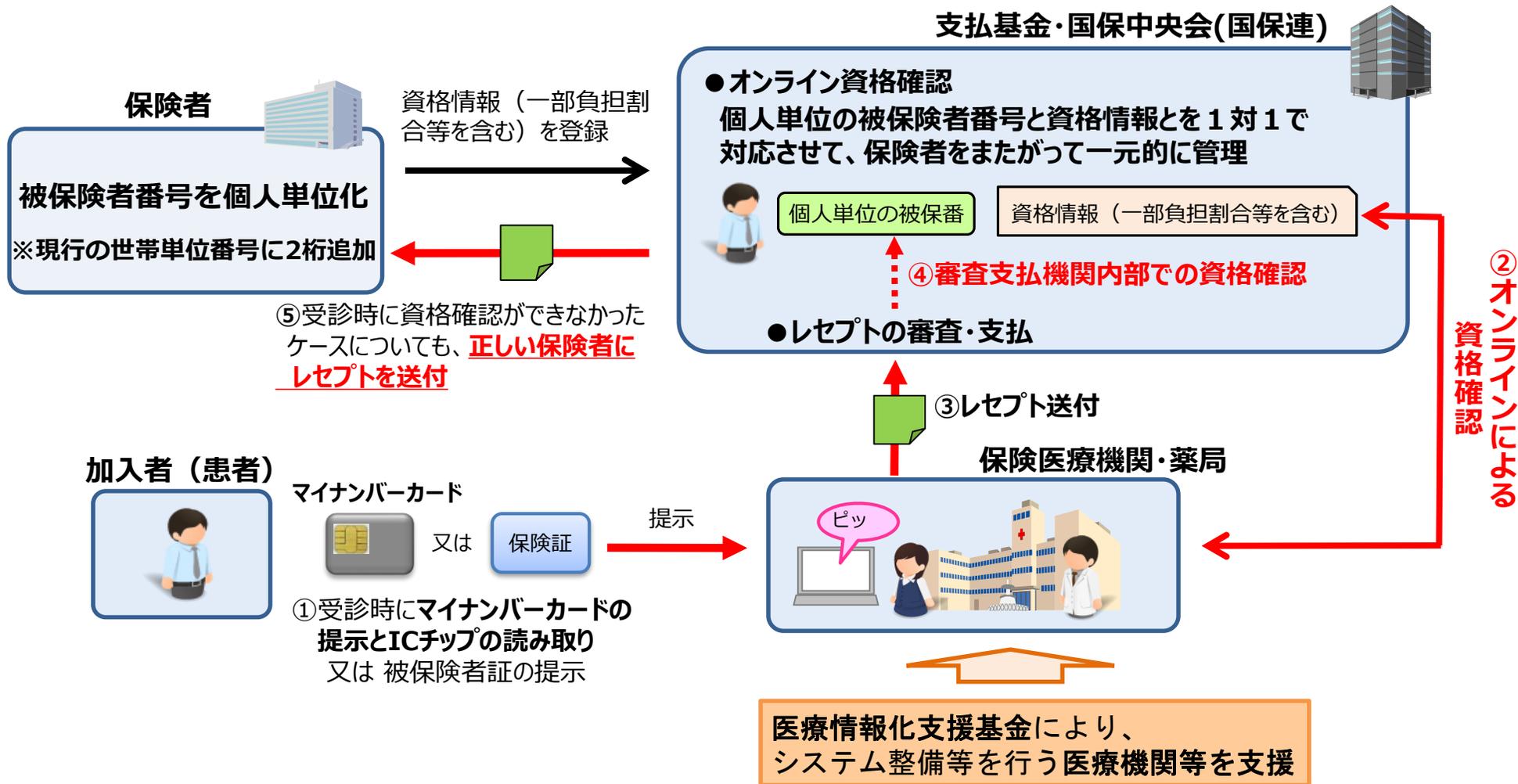
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室

マイナンバーカードの被保険者証利用（オンライン資格確認）

- 医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認することが、国民健康保険法等改正（2019年5月成立）で規定された。2021年3月に導入予定。
※マイナンバーカードのICチップの電子証明書を用いて行う。マイナンバーは用いない。
- 患者は、被保険者証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診ができる。医療機関・薬局は、最新の資格情報をオンラインで確認できる。初診時の入力作業や資格過誤請求等が減少する。
※2021年10月請求分から、支払基金・国保連で保険者間のレセプトの振替サービスも導入。
- 顔認証付き端末で患者の顔とマイナンバーカードの顔写真を確認する。マイナンバーカードを窓口では預からない。
- 患者は、マイナポータルで薬剤情報、特定健診データ等、医療費通知情報を確認できる。医療機関等でも、本人同意の下で、医師等が患者の薬剤情報等を閲覧できる仕組みとする。
- 被保険者番号を個人単位にする。2021年10月請求分から個人単位被保険者番号でレセプトを請求（レセコン改修が間に合わない医療機関等は、世帯単位の番号でも請求可）。
※世帯単位の番号に2桁番号を追加。後期高齢者医療は現在も個人単位のため、変更なし。
※医療保険事業以外に番号の告知を求めてはならない旨を法律に規定（告知要求制限）
- 保険医療機関・薬局でのシステム導入の支援のため、「医療情報化支援基金」を創設。2023年3月末までに、概ね全ての医療機関・薬局での導入を目指す。
※2019年度予算：300億円　2020年度予算案：768億円
※医療機関等のシステム整備：2020年8月以降予定

オンライン資格確認等のイメージ

- 【導入により何がかわるのか】
- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
 - ②高額療養費の限度額適用認定証※の発行を求める必要がなくなる ※窓口での負担の上限額が分かる証。保険者が発行



個人単位の2桁番号付きの保険証様式（イメージ）

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。

本人（被保険者）	2020年〇月〇日交付		
△△△△保険組合			
被保険者証	記号 1234	番号 1234567	01
氏名	番号 花子		
生年月日	平成元年3月31日生	性別	女
資格取得年月日	平成25年4月1日		
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇		
保険者番号	88888888		
名称	△△△△保険組合	印	

→ 現行の保険証の記載内容に
2桁の番号を新たに追加

※後期高齢者医療制度は個人単位なので、
保険証は変更しない

- 発行済の保険証は、2桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とする。

※ 医療機関・薬局では、患者が2桁番号がない保険証を提示した場合、2桁番号なしでレセプト請求できる。レセコン改修が間に合わなかった場合も、改修までの間、2桁番号なしで請求できることとする。（当分の間）

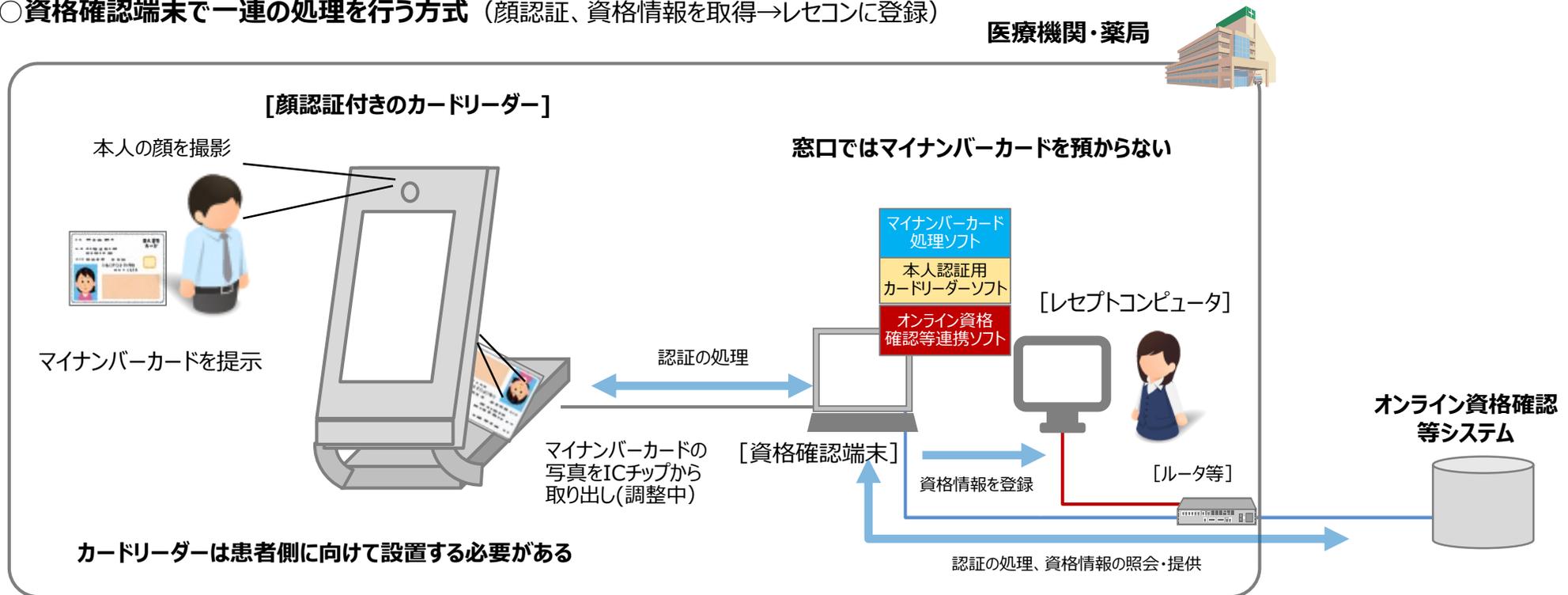
<個人単位の2桁番号の付番、レセプト請求のスケジュール：イメージ>

2020年秋頃～	保険者で個人単位の2桁番号を付番、資格確認システムに登録
2021年3月頃～	マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始
4月頃～	新規発行の保険証に2桁の番号を追加（全保険者）
10月頃～	2桁の番号を付してレセプト請求を開始（9月診療分、10月請求分～）

資格確認端末と顔認証付きカードリーダー（イメージ）

- 医療機関等の窓口では、マイナンバーカードを預からない運用としている。顔写真の確認について目視ではなく端末で読み取る場合は、マイナンバーカードの読み取りを行うカードリーダーは患者側に向けて設置し、資格確認端末（アプリケーション等が組み込まれた端末）でカードリーダーでの認証処理を行う方法が想定される。 ※マイナンバーカードの顔写真を目視で確認する運用も可能である。

○資格確認端末で一連の処理を行う方式（顔認証、資格情報を取得→レセコンに登録）

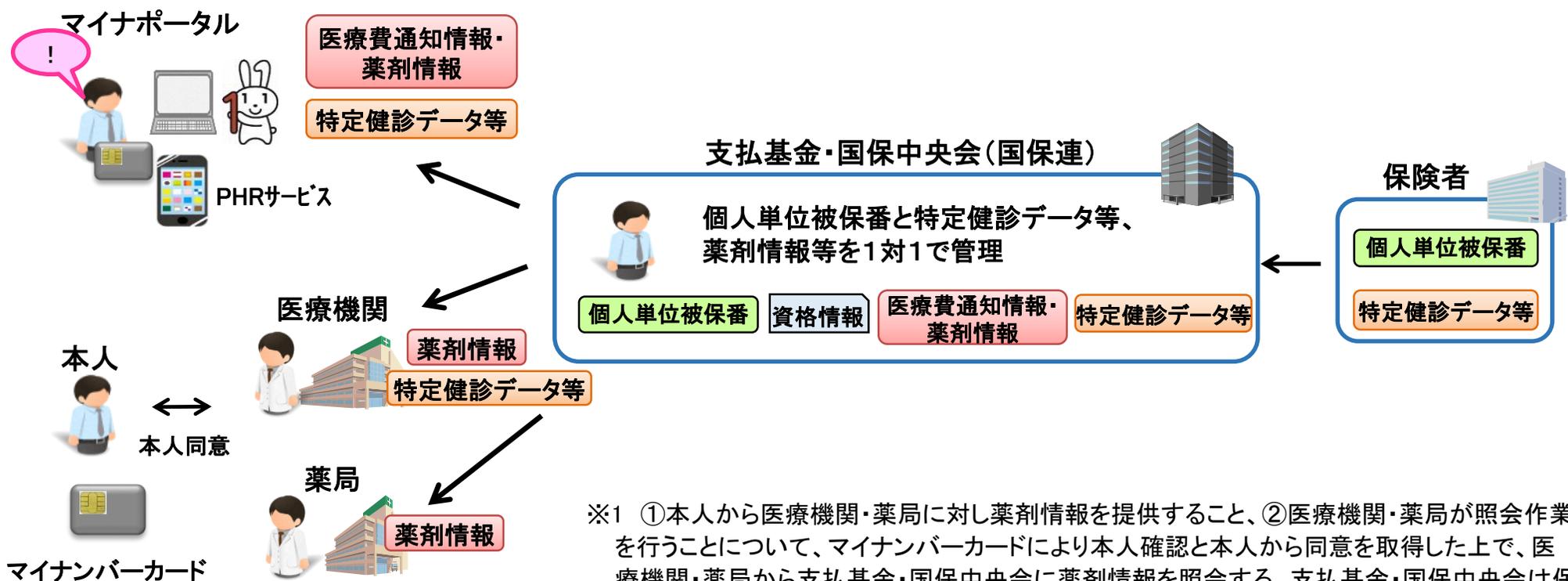


※PIN無し認証を行うため、カードリーダー1台に対し資格確認端末1台が必要。（カードリーダーが複数台必要な場合は、資格確認端末も複数台必要。）

薬剤情報、特定健診データ等、医療費通知情報のマイナポータル等での閲覧の仕組み

【導入により何がかわるのか】

- 患者本人や医療機関等において、薬剤情報や特定健診データ等の経年データの閲覧が可能。
⇒ 加入者の予防・健康づくり等が期待できる。



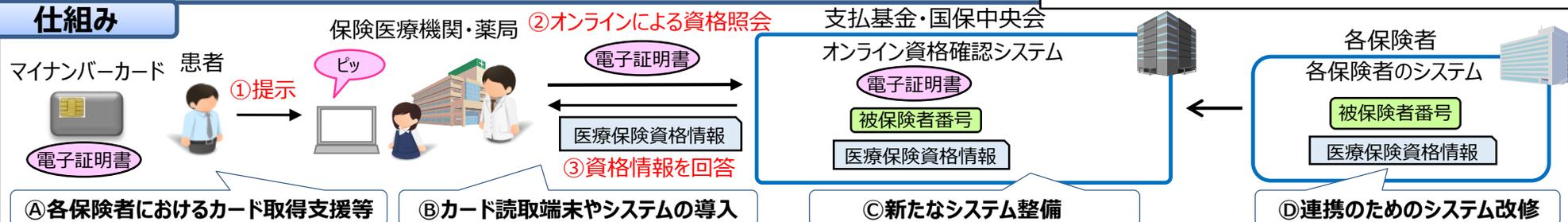
※1 ①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。

※2 医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組状況等について

令和元年12月20日第6回デジタル・ガバメント関係会議資料（一部更新）

仕組み



取組状況等

各保険者におけるマイナンバーカードの取得支援等（①）

- 9月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を发出
 - ①市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む ②市町村の出張申請方式を積極的に検討 ③国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施
- 各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施
 - ・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援
 - ・市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報を実施 / **令和2年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定**

保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取端末やシステムの導入（②）

- 10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表
- 令和2年1月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、夏頃から順次、端末等の導入を進める
(※医療情報化支援基金による支援 / 令和元年度予算：300億円 令和2年度予算案：768億円)

オンライン資格確認システムの構築（③④）

- 令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金、各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和2年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- 令和2年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定
(※医療保険分野における番号制度の利活用推進 / 令和元年度予算：318億円 令和2年度予算案：145億円)

メリット

1 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越してもカードで受診できる。



2 医療保険の資格確認がスピーディに

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。



3 窓口への書類の持参が不要に

高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になる。



4 健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診データ等を確認できるようになる。また、患者の同意のもと、医師が薬剤情報や特定健診データ等を、薬剤師が薬剤情報を、確認できるようになる。

5 医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少する。

6 医療費控除も便利に

マイナポータルを通じて医療費通知情報を取得し、領収書がなくても確定申告書に自動入力されるようになる。

現状及び課題

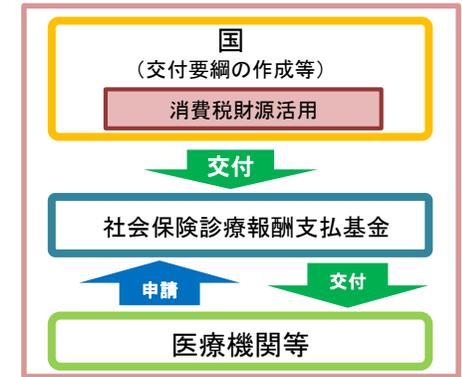
- 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ・ 当該基金の対象事業として、次の2つを予定している。（令和元年度予算：300億円、令和2年度予算案：768億円）
 - ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
 - ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

【支援スキーム】

- ・ 当該基金は、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に造成する。
- ・ システム整備を行った医療機関等は、支払基金に対し申請を行い、一定の要件を満たすシステム整備だと判断されれば、その整備費用の一部を医療情報化支援基金の資金によって補助するというスキームになる。



- 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（デジタル・ガバメント閣僚会議令和元年6月3日決定）において、「医療情報化支援基金も活用し、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、…また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討する」とされた。

今後の方針

- 令和3（2021）年3月からのオンライン資格確認の運用開始に向けて、具体的な支援内容等について検討を進める。

■マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

加入者（患者）



マイナンバーカード



又は

保険証



受診時に被保険者証の提示 又は
マイナンバーカードの提示とIC
チップの読み取り

保険医療機関・薬局



オンライン資格確認等の導入スケジュール

オンライン資格確認／定着までのロードマップ（全体スケジュール案）

